

# 人権（労使関係）

## 基本的な考え方

ニチレイグループでは、グローバルな事業を行う上で、従業員はもちろんのこと、グループの事業に関わるステークホルダーの人権を尊重することが不可欠であり、また、この考え方があらゆる人や企業に対して適用されるべきものであると認識しています。

以上の認識に立ち、当社グループは、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」※1および「国連ビジネスと人権に関する指導原則」※2を含めた国際的な人権基準を参考とし、グループの「行動規範」にて、以下の考え方を明示しています。「ニチレイグループは、人権を尊重し、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、国籍、社会的地位、出身などにもとづく一切の差別を行いません。ニチレイグループは、あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除します。また、職場においては、差別的な言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを禁止し、賃金（法定の手当てを含みます）および労働時間につき、法定の基準を遵守します。」

2017年度には「ニチレイの約束」に基づき「ニチレイグループ働き方改革方針」を定め、2021年度までの実現を目指し取り組んでいます。グループ各社がそれぞれの課題に沿った取組みを推進するとともに、「グループ人財委員会」「ダイバーシティ推進協議会」において、グループ横断的に情報交換や進捗確認などを行っています。

※1 すべての加盟国に対し、雇用および職業における差別の排除、児童労働の実効的な廃止、強制労働の禁止、結社の自由と団体交渉権の実効的な承認について、尊重、促進および実現の義務を負うことを宣言

※2 国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、その目的は、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組（ラギーフレームワーク）」の実行

[☑ 行動規範 \(https://www.nichirei.co.jp/report/2014/pdf/pdf\\_001.pdf\)](https://www.nichirei.co.jp/report/2014/pdf/pdf_001.pdf)

[☑ 働き方改革方針 \(https://www.nichirei.co.jp/csr/work/policy.html\)](https://www.nichirei.co.jp/csr/work/policy.html)

[☑ ニチレイグループ 持続可能なサプライチェーン基本方針 \(https://www.nichirei.co.jp/csr/supplychain/index.html\)](https://www.nichirei.co.jp/csr/supplychain/index.html)

## 労使関係の考え方

ニチレイ労働組合は、活動理念「労使対等を堅持し、相互に意欲をもって活動できる環境を作る」のもと、当社グループが健全な発展をするために、組合員個々を尊重する活動を目指しています。「労使協議制」「第一線現場の組合員の要望集約と改善」「健康経営確立」などに重点を置いて活動しています。

[☑ 労働組合の活動と労使連携 \(https://www.nichirei.co.jp/corpo/humanrights.html\)](https://www.nichirei.co.jp/corpo/humanrights.html)

## マネジメント体制

従業員の人権侵害が起こった場合に通報・相談に応じるため、ニチレイでは2003年10月に内部通報・相談制度（ニチレイ・ホットライン）を導入しました。ここ3カ年の傾向としては、「ハラスメント」に関する通報が増えています。コーポレートガバナンス・コードで求められている「経営陣から独立した内部通報窓口を設置すること」に対応するため、2015年度の内部通報制度の改正以降、従業員への制度周知徹底を目的に事業場には周知ポスターを、従業員には「ニチレイ・ホットライン」携帯カードを作成し配布しています。その他、行動規範に関する事例集を毎月一回グループウェアで従業員に共有することで、「マタニティー・ハラスメント」等や法令違反に関する意識啓発を行っています。

## 2017年度の取組み

当社グループでは2016年度～2017年度に20回に分けて、各部署のグループリーダー（課長相当職）を対象にしたコンプライアンス意識向上勉強会を実施し、453名が受講しました。

目的は、コンプライアンス遵守の意義・必要性と当社グループの方針を再確認することです。研修の中では、ハラスメント防止をはじめとするコンプライアンス遵守ならびに推進にあたり、参加者がグループリーダーの役割を考えました。今後も、人権尊重の意識醸成に向けて、教育を継続していきます。

そのほか、ハラスメント防止のe-ラーニングを実施し、4,943名が受講しました。

2017年度の人権に関する苦情申し立てに該当する内部通報・相談件数は12件でした。受け付けたすべての通報・相談は、規程の定めに従い、事務局から経営トップへ報告するとともに、事実確認の調査と是正処置を行い、通報者へのフィードバックを行います（実名による通報の場合）。その際には、通報者保護のため、匿名性を確保し、通報を受けた側からの報復行為や不利益な取り扱いなどがないよう厳正に管理しています。

[☑ コンプライアンス \(https://www.nichirei.co.jp/csr/esg/pdf/esg\\_24.pdf\)](https://www.nichirei.co.jp/csr/esg/pdf/esg_24.pdf)